

## デジタル人材育成研修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、デジタル人材育成研修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この補助金における「産業団体等」とは、県内に事業所を有し、県内企業のデジタル人材育成に資する研修事業を実施する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 主として県内企業で構成されていること。
- (2) 継続的な活動実績を有すること。
- (3) 営利を主たる目的としないこと。
- (4) その他会長が適当と認める団体であること。

(補助金の交付)

第3条 会長は、県内企業のデジタル技術の活用促進を図るため、産業団体等が実施するデジタル人材育成研修事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 産業団体等が、補助金の交付を受けようとするときはデジタル人材育成研修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、その定める期日までに会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、その内容を補助事業者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ様式第2号による申請書を会長に提出し、承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ様式第3号による申請書を会長に提出し、承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 額の確定においては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額するものとする。

(軽微な変更)

第 8 条 前条第 1 号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業目的を変更すること。
- (2) 補助対象経費の 20%以上の変更をすること。
- (3) その他、事業内容を著しく変更すること。

(状況報告)

第 9 条 会長は、産業団体等に対し、必要に応じ、補助事業の遂行の状況を報告させることができる。

(交付決定の取消し)

第 10 条 会長は、産業団体等が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又は、これに附した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告書)

第 11 条 産業団体等は、補助事業が完了したときは、デジタル人材育成研修事業費補助金実績報告書(様式第 4 号)に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第 12 条 会長は、前条の実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、産業団体等に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第 13 条 補助金の交付は、精算払いとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 産業団体等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、様式第 5 号により会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合には、当該補助産業団体等に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第 15 条 産業団体等は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

デジタル人材育成研修事業費補助金

補助対象経費		補助率	上限額
経費区分	内容		
謝金	講師謝金等	1/2 以内	100万円
旅費	講師旅費等		
事務費	会場使用料、印刷製本費、研修教材等諸費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、教材費、雑役務費等		
委託費	デジタル人材育成研修を委託する経費		